

自立支援法下における視覚障害リハビリテーションの 実際と課題 —市単費事業との比較から—

○田中 雅之（名古屋市総合リハビリテーションセンター）
鈴木小有里（名古屋市総合リハビリテーションセンター）
坂本 隆司（名古屋市総合リハビリテーションセンター）

目的

名古屋市総合リハビリテーションセンター（以下当センター）では、平成20年度にそれまでの名古屋市の単費事業（以下市単事業）から自立支援法に移行した。

当センター視覚支援課では、自立訓練（機能訓練）の枠で通所・訪問の訓練および、他課の入所部門を併用して入所での訓練を実施している。

現時点で、自立支援法下で視覚障害リハビリテーション（以下視覚リハ）を実施している施設は全国でも国立の施設を中心に13施設と数少ない¹⁾。国では、自立支援法に代わる障害者総合福祉法（仮称）について議論が進められているが、その法の下で視覚リハを実施できる施設が増えるのかは未知数である。

これからの視覚リハはどのような形で実施されていくのがよいのか、あるいは実施すべきなのか。その議論の一端を担うべく、自立支援法移行前の市単事業での2年間（H18～H19年度）と自立支援法移行後の2年間（H20～21年度）とを、移行による①利用者・利用方法への影響（手続きに必要な期間、利用料負担額、利用日数、利用期間）の有無、②施設経営面への影響の観点から比較し、その現状と課題を検証する。

また、当センターでは自立支援法に移行した現在でも、自立支援法での利用に適さない、あるいは自立支援法では利用できない利用者に対

応するために、市単事業の枠を残している。最後にその利用者像を分析することにより、法の下での視覚リハの課題や市町村事業の必要性について考案する。

方法

H18年度・H19年度の（入所を除く）通所・訪問訓練利用者全71名（Ⅰ群）とH20年度・H21年度の（入所、市単事業利用者を除く）通所・訪問訓練利用者全63名（Ⅱ群）について、①相談から利用までの期間（日数）、②利用料負担日額、③利用日数、④利用期間について統計をとり比較する。

結果

①相談から利用までの期間

Ⅰ群とⅡ群の手続きの違いは表1の通りである。Ⅱ群では受給者証の発行など役所での手続きが加わるため、手順がひとつ増えている。

相談から利用までの期間について、Ⅰ群とⅡ群の分布は図1の通りである。

Ⅰ群の平均値は70.3日、中央値は35.0日、Ⅱ群の平均値は73.2日、中央値は56.0日であり、平均値では差が小さいものの、中央値には大きな違いがある。ノンパラメトリック検定（Mann-WhitneyのU検定）において有意差が認められた（ $p<0.01$ ）。

表1 利用までの手続き

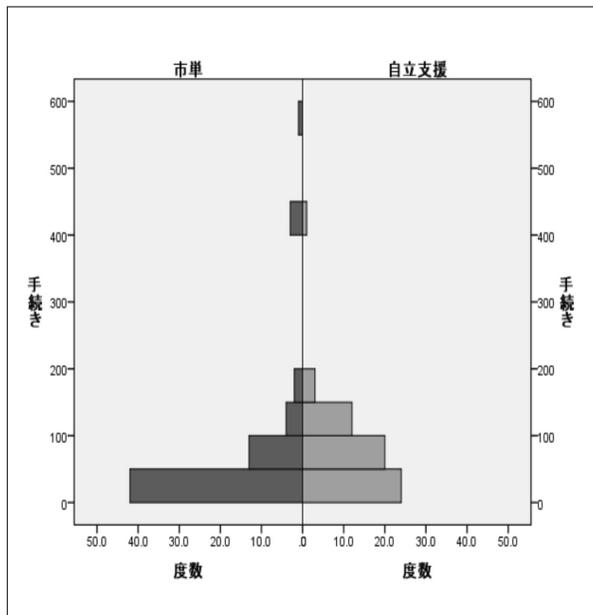
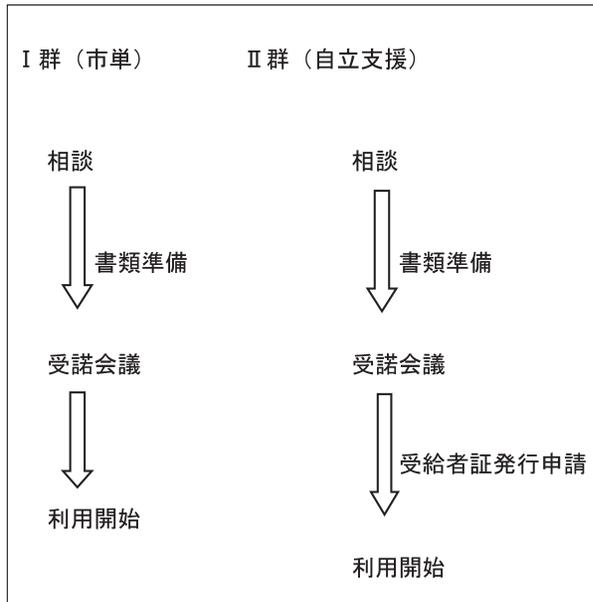


図1 利用までの手続き期間

②利用料負担月額

I 群の通所での利用料負担額は1日あたり650円（食費実費程度、ただし低所得者は230円）で、市内の訪問訓練は無料であった。II 群の利用料負担額は1日あたり、通所が580円、訪問が750円である。さらに食費（前年度の所得により650円もしくは230円のいずれかとなるが、利用者の約8割は230円に該当）および各種加算がそこに加わる。ただし、利用料には上限があり、それを超える部分については負担の必要はない。II 群の月額上限額の分布は表2の通り（H21年3月末時点）である。3,000円以下が約半数である。

表2 負担上限月額別人数・割合

負担上限月額 (円)	人数 (人)	%
0	6	9.5
1500	17	27.0
3000	8	12.7
4600	1	1.6
9300	20	31.7
18600	4	6.3
24600	1	1.6
37200	6	9.5
合計	63	

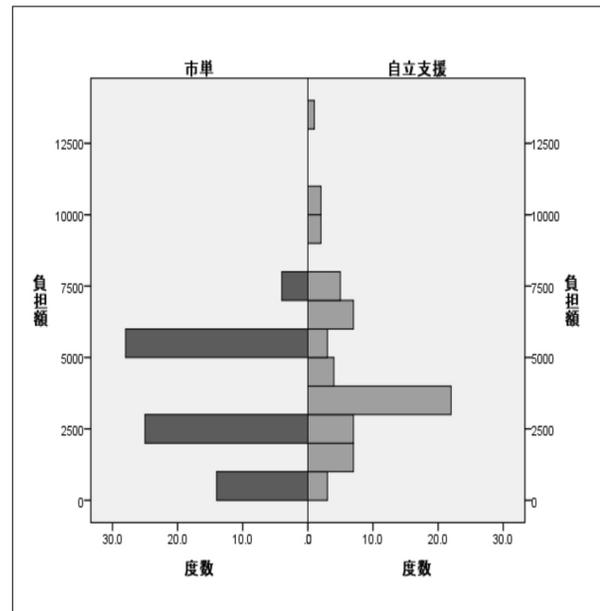


図2 利用料負担月額の分布

I 群、II 群ともに1日あたりの負担額から月（4週分）の負担額を計算し、比較した。利用者負担月額について、I 群とII 群の分布は図2の通りである。II 群では高額負担層にまで幅広く分布が見られる。

I 群の平均値は3,414円、中央値は2,760円、II 群の平均値は1,992円、中央値は2,722円であり、平均値は大きく違うが、中央値は非常に近い金額で、ノンパラメトリック検定（Mann-Whitney の U 検定）において有意差は認められなかった（ $p < 0.01$ ）。

③利用日数

I 群、II 群ともに訓練日は月～金の最大5日間で違いはない。

週あたりの利用日数について、I 群とII 群の分布は図3の通りである。

I 群の平均値は1.6日、中央値は2.0日、II 群の平均値は1.7日、中央値は1.0日であり、

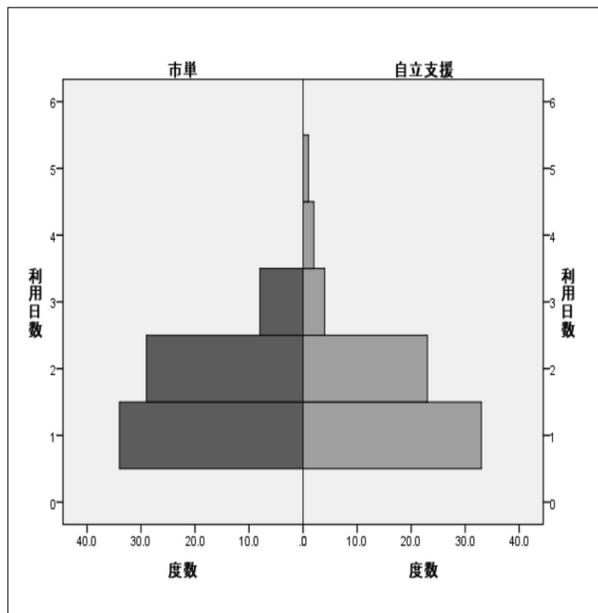


図3 利用日数（/週）の分布

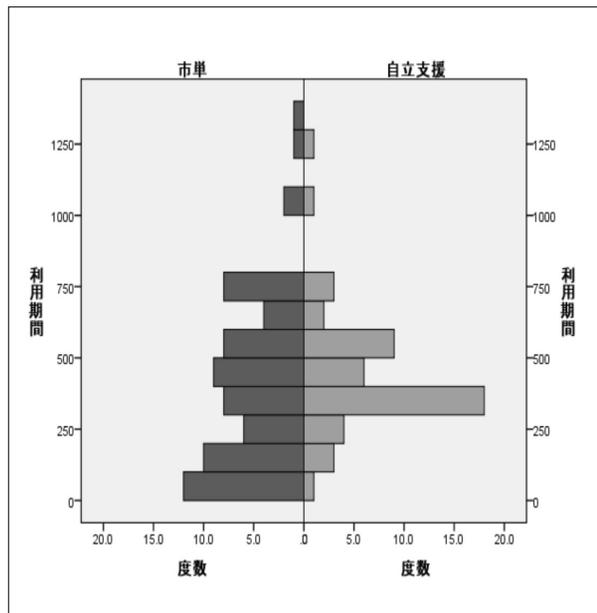


図4 利用期間（日数）の分布

中央値に差はあるものの、ノンパラメトリック検定（Mann-Whitney の U 検定）において有意差は認められなかった ($p < 0.01$)。

④利用期間

I 群では利用期間に特に制限はない。II 群では利用するために必要な受給者証の期限が1年であるのが通常で、最大2年までとなっている。II 群について、現在も利用中の利用者については統計から外している。

利用期間（日数）について、I 群とII 群の分布は図4の通りである。

I 群の平均値は 406 日、中央値は 373 日、II 群の平均値は 441 日、中央値は 379 日であり、平均値・中央値ともに大きな差は見られず、ノンパラメトリック検定（Mann-Whitney の U 検定）において有意差は認められなかった ($p < 0.01$)。

⑤施設収入

利用料からの収入で見た場合、I 群では食費実費程度の利用料が利用による純収入であり、H18 年度、H19 年度の2年間の平均総額は約 101 万円であった。

II 群については、国・市町村への請求額、利用者負担額、食費が利用による純収入となっており、2年間の平均は約 1291 万円（入所（夜間サービス部分）を除く）となっている。

考察

自立支援法に移行した結果、手続きが増えた関係で、相談から利用までにかかる期間に有意な差は見られたものの、利用料の負担額や利用者の利用法（週あたりの日数、利用期間）には有意な差は見られなかった。自立支援法への移行で利用者への影響は大きくなかったといえるだろうか。

利用者からの話を聞くと、「（比較対象がなく妥当かどうか）わからない」、「（一般の講座などと比べたら）安い」という意見をよく耳にする。県下でも視覚リハを行っている施設は限られている。利用者としては、その時点の条件でのサービスを受けるしか選択肢がない（限られている）ため、条件に関わらず、自身の自立のために必要な量の訓練を受けているという方が正解かもしれない。

相談から利用までの期間については、現在実施している市単事業の平均が 31.4 日であるのに対し、自立支援法での平均では 73.2 日と大きく隔たりがある。利用者の思いやニーズに対し、迅速な対応ができないのは自立支援法によるサービスの大きな欠点である。

利用料負担月額については、1日あたりの利用料負担額では、II 群の方が 1.3 倍から 2 倍程度大きくなっているが、II 群では、利用者の約半数が低所得者層に入るため、純粋に利用し

ただ分だけ負担するⅠ群と比べて大きな差が見られなかったと思われる。ただし、自立支援法に移行した後、食費については自己負担となっており、その分の負担は増加しているが、今回の比較には入れていないのも大きな差が出なかった要因といえる。また、前年度、本人または配偶者に通常の給料収入があった場合、負担上限月額が36,200円となり、食費と合わせるとその負担は非常に大きくなっている。

利用日数について、Ⅱ群の中央値が1日になっているのは、自立支援法に移行した結果、市単事業ではできなかった市外への訪問訓練の数が増えて、訓練場所への移動時間が増したことにより、サービス提供側の事情で、日数を抑えざるを得ないことも関係しているかもしれない。

利用期間について、Ⅰ群と比べ、Ⅱ群で半年以内の利用者が減っているのは、短期間で終了する利用者に対しては、現在は手続きが比較的簡単な市単事業で対応していることも影響していると思われる。また、できるだけ長く利用し多くのことを学んだり、他の視覚障害者との交流を持ちたいという利用者も多く、自立支援法移行後は、受給者証の有効期間の境目である1年もしくは1年半というところで終了となるケースが増えている。

自立支援法移行後のH20年度、H21年度の市単事業の利用者は利用者全体の25%を占めている。

市単事業で行った理由としては、退院後すぐに在宅生活をしなければならない、引っ越しなどによりすぐに生活をしていかなければならな

い、進学のため入学式までに訓練を終了しなければならない、など「緊急性が高い」が12名、目的が限定されており「短期間で訓練が終了する」が10名、現時点での訓練が必要か試してみたい「お試し利用」が6名、「手帳未所持」が2名であった（理由は重複もあり）。

いずれも時間のかかる自立支援法の手続きをしては利用者のニーズに答えられないケースであった。こうした法の網目から漏れてしまう利用者に対し、いかにサービスを提供できるようにするかも、法によるサービスを実施する上で十分検討しなければならない課題である。

施設経営で見た場合、もちろん法によるサービスの方が利用に関する純収入は格段に増える。ただ、今の単価では、個別訓練が中心となる視覚リハ（機能訓練）だけで、人件費・施設維持費等を十分賄っていきとは言えない。また、利用者数が経営にモロに響いてくるため、安定して利用者を確認していくことが強く求められる。福祉においても経営感覚が求められている現在、視覚リハを実施するうえでも経営感覚を持ってサービス提供にあたることは重要である。ただし、それが偏重されると、利用者の真のニーズや必要性との食い違いが出る危険性がある。経営感覚を持ちながらも、大事なものが何なのか見失わないバランス感覚を持って取り組むことが求められるのではないだろうか。

文献

- 1) 視覚障害者の生活訓練施設の現状（2011）、日本ライトハウス養成部調査